

山梨県社会人バスケットボール連盟 役員の選考に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、「山梨県社会人バスケットボール連盟」(以下「当連盟」という)の規約第24条第4項に基づき、当連盟の役員選考に関する事項を定める。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員候補者選考委員会とは、当連盟の役員案を作成するために組織する委員会をいう。
- (2) 役員候補者とは、当連盟規約第23条第1項の役員として代議員会に推薦すべき者、同条第2項の役員として理事会に推薦すべき者をいう。

(構成)

第3条 役員候補者選考委員会は、当連盟の会長、副会長、理事長、副理事長で組織する。ただし、当連盟の関係者を加えることができる。

(権限)

第4条 役員候補者選考委員会は、当連盟規約第23条第1項の役員について、理事会に提案する案を作成する。

- 2 役員候補者選考委員会は、当連盟規約第23条第2項の役員について、理事会に提案する案を作成する。

(本規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、当連盟の理事会にて決議の上、代議員会での決議を得るものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 当連盟の設立年における第3条の規定は、山梨県クラブバスケットボール連盟および山梨県家庭婦人バスケットボール連盟における同等職の者が有するものとする。